

会議名	(仮称)市民参画条例策定委員会グループ会議 月曜日グループ(要旨)		
日時	平成19年3月5日(月) 午後6時30分~8時30分	場所	市役所東館8階 805会議室
出席者	月曜日グループ 4名(伊藤、岩波、福岡、森田)		
	職員 1名(武林)		
内 容			
<p>1. 論点整理</p> <p>【論点3】</p> <p>市民の定義について</p> <p>(1) 市内に住んでいる者</p> <p>(2) 市内に通勤若しくは通学している者</p> <p>(3) 市内に住所を置き、事業活動及びその他の活動をしている個人若しくは団体</p> <p>[その他の意見]</p> <p>・市民の定義(範囲)は参画していく場面によって変わってもいいのではないか。住民投票の場合とパブリックコメントの場合の市民の定義(範囲)は当然変わる。</p> <p>市民の権利について</p> <p>(1) 市政に関する情報を知ること。</p> <p>(2) 市政に参画すること。</p> <p>市民の役割、責務について</p> <p>(1) 市民は市民参画の基本理念にのっとり、自らの意見と行動に責任を持つこと。</p> <p>(2) 市全体の公益に配慮することを基本として、市民自らが「参画と協働」および「コミュニティ活動の推進」によるまちづくりに参画するよう努めること。</p> <p>[その他の意見]</p> <p>・責務を義務と考えた場合、ちょっと厳しい言葉であると思う。本来は義務であって欲しいが、さまざまな理由で参画できない人もいるので、強制することはできない。</p> <p>・市民の責務は、市民自治を促進するように努めることと市政に参画するにあたっては、自らの発言と行動に責任を持つこと。</p>			

市民と市の共通の責務について

- (1) それぞれの立場に応じた役割を果たすこと。
- (2) 提案、企画、活動などすべての局面において、対等、平等、公正にパートナーシップを発揮すること。
- (3) 本市に隣接する他の自治体、国、国際社会の連携と相互理解を深めながら行うこと。
- (4) 人材育成に積極的に取り組むこと。

市の責務について

- (1) 市は、市民自らが市政について考え、行動することができるよう、市の保有する情報を公開し提供すること。
- (2) 市は、総合的な環境整備、活動場所の提供、財政支援など、予算の範囲内で適切な施策を実施すること。
- (3) 市は、市民参画の機会の確保に努めなければならない。
- (4) 市は、市民参画の方法の調査及び研究に努めなければならない。
- (5) 市は、市民が市民参画の意義について理解を深めることができるよう努めなければならない。

【論点 4】

具体的な参加手法について

- (1) 市民政策提案手続き
- (2) パブリックコメント
- (3) 公聴会（手法として、ワークショップ・シンポジウム・フォーラム・電子会議など）
- (4) 審議会
- (5) 住民投票

早い段階から参加していくために

具体的な参加手法を 2 つ以上用いて市民参画の機会を確保しなければならない。

市民参画の対象

- (1) 基本構想の主な計画策定及び変更
- (2) 基本方針を定める条例の制定及び改廃
- (3) 市民に適用され影響を及ぼす制度の導入及び改廃
- (4) 新たな税目を起こす市税の賦課徴収に関する事
- (5) 公共の用に供される施設の設置に係る基本計画の策定又は変更

[その他の意見]

- ・市民参画の手法を用いなかった場合、誰がチェックするのかについても考える必要はある。また、市民側からも市民参画の手法を用いていないと訴えることができるようにする。

市民が参加しやすくするために

(1) 市の執行機関(市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう)は、当該執行機関に置く審議会その他の付属機関等の会議を公開するよう努めること。

(2) 実施機関はできるだけ早い時期に市民参画の方法と時期について公表するものとする。おおむね実施日の14日までとする。

[その他の意見]

- ・多様な立場の市民の参加を促進するために、審議会や公聴会の開催場所・日時に配慮する。
- ・市民に周知するために、自治会等に協力してもらい、地域住民に連絡をしてもらう。

審議会について

- ・選考の透明性を確保するため選考基準を明らかにする。特に団体からの推薦についてはその団体を選んだ理由についても公表する。公募委員の選考については、外部の学識経験者なども選考委員に入れる。
- ・公募委員の割合は定数の2割以上とする。
- ・審議会の委員構成は、広く市民全般の意見を反映できるよう、男女比・年齢構成・地域構成・他の審議会の重複に配慮する。特に男女比についてはどちらかが4割を下回ってはならない。
- ・審議会の委員構成について、市民は所定の方法に基づき意見を述べ、回答を求めることができる。
- ・会議は原則として公開とする。会議の日程・場所・議題については、HP、市政ニュースで事前に広報する。議事録は、市民からの求めに応じ、原則(非公開情報を除き)公表。

[その他の意見]

- ・公募をしても委員が集まらなかった場合は仕方がないが可能な限り委員構成に配慮する。

住民投票

市民参画と協働の充実を図るために市民の総意を確認する必要があるときには、市政運営の重要事項について、住民投票を行うものとする。

2. 次回の内容

今回は、「論点4、5、6」について議論していく。「論点4」について具体的な要件についても考えてくる。4月にはグループとして考え方をまとめたい。

3. 今後の予定

(1) グループ会議

- ・3月19日(月)午後6時30分～8時30分(3月の全体会議が無かった場合)
- ・4月 2日(月)午後6時30分～8時30分

(2) 運営委員会

・ 3月10日(土)午後6時～8時